

THE HOGAKU RONSHU

THE LAW REVIEW
OF
KANSAI UNIVERSITY

MARCH 2019

VOLUME LXVIII

NUMBER 6

Articles

- The Coming of the President Macron Period in France.....*Kanji TOKURA* (1)
- Kann der Ersteher, der das mit Arrest belegten Gebäude auf Versteigerung erwirbt, zwischen dem gesetzlichen Erbbaurecht und dem Grundstücksmietrecht für das Gebäude im Fall wählen, dass der Arrestschuldner vor der Versteigerung des Gebäudes das Grundstück verkauft und gemietet hat?.....*Takashi KURITA* (36)
- L'étude supplémentaire «de la séparation entre la responsabilité civile et la responsabilité pénale»: l'influence de Rudolf von Jhering sur la sociologie d'Émile Durkheim.....*Masanori KONNO* (56)
- Succession to tenant status of Public Housing Act and the notification specified in the Article 25(2): From a comparative study to the fixed-term rental housing in public housing.....*Yoshiaki MIZUNO* (78)
- Economic Development and Law in Sub-Saharan Africa with Specific Reference to Legal Culture, Environmental Conservation and Technology Transfer.....*Mika YAMANA, Takeshi TSUNODA, Yasuhisa ICHIHARA, Katsuhiko KITAGAWA, Takayoshi SHINKUMA, Shinichiro ISHIDA, Ko HASEGAWA, Manoj L. SHRESTHA* (123)
- L'abrogation du délit d'offense au chef de l'Etat en France: la réception de l'arrêt de la Cour européenne des droits de l'homme, 14 mars 2013, *Eon c. France*, n° 26118/10.....*Aiko HYODA* (149)
- Methods of Escaping from Prison.....*Haruhito SADATE* (1)

Case Note

- The meaning of the notification in Public Housing Act article 25(2) —Case Study on Osaka High Court (12th Oct. 2018).....*Yoshiaki MIZUNO* (182)

Translation

- James Anaya, Report of the Special Rapporteur on the rights of indigenous peoples, Consultation on the situation of indigenous peoples in Asia.....*Takeshi TSUNODA* (223)

Material

- List of Death Sentences in the Supreme Court between 2016 and 2017...*Kenji NAGATA* (257)

THE LAW SOCIETY OF KANSAI UNIVERSITY
OSAKA, JAPAN關西大學
法學論集第六十八卷
第六号

平成三十一年三月

關西大學
法學會

法學論集

第68卷 第6号

平成31年3月

論 說

- エマニュエル・マクロン大統領の到来.....*土 倉 莞 爾* (1)
- 法定地上権と約定借地権の選択権.....*栗 田 隆* (36)
——仮差押建物の敷地が移執行前に第三者に譲渡されて借地権が設定された場合について——
- 民事責任と刑事責任の分化について (補論).....*今 野 正 規* (56)
——デュルケム社会学におけるイエーリングの影響——
- 借上げ公営住宅の承継時における法25条2項の通知の要否及びその効力について.....*水 野 吉 章* (78)
——借上げ公営住宅及び公営住宅における定期借家 (期限付き入居) の法的構造・法及び条例の沿革の観点から——
- アフリカの経済発展と法.....*山名美加・角田猛之
市原靖久・北川勝彦* (123)
——サブサハラにおける法文化、環境保全、新熊隆嘉・石田慎一郎
技術移転をめぐる総合的研究——*長谷川 晃・マジュエルシダ*
- フランスにおける共和国大統領不敬罪の廃止と表現の自由.....*兵 田 愛 子* (149)
——ヨーロッパ人権裁判所 Eon 対フランス事件判決の受容を通じて——
- 脱獄の方法.....*佐 立 治 人* (1)
——怪盗「我来也」の完全脱獄——

判例研究

- 公営住宅法25条2項の通知は、入居決定通知書ではなく入居許可書における所定事項の記載で足りるとされた事例.....*水 野 吉 章* (182)
——大阪高裁平成30年10月12日判決——

翻 訳

- ジェイムズ・アナヤ「先住民族の権利に関する特別報告者報告——アジアの先住民族の状況に関する協議」.....*角 田 猛 之* (223)

資 料

- 最高裁において平成28年及び同29年に確定した死刑判決一覧.....*永 田 憲 史* (257)

關西大學法學會

関西大学法学会役員（五十音順）

会 長	春日偉知郎	白須真理子	松 尾 知 子
小 泉 良 幸	柄谷利恵子	高 作 正 博	松 代 剛 枝
評議員	川 口 美 貴	滝 川 敏 明	水 野 吉 章(会計)
浅 野 宜 之	河 村 厚	多 治 川 卓 郎	村 上 幸 隆
荒 木 修(会計)	木 下 智 史(会計)	辰 巳 直 彦	村 田 大 樹
栗 辻 悠	木 原 淳	田 中 謙(会計)	村 田 尚 紀
飯 島 暢	金 玲	津 田 由 美 子(編集)	元 氏 成 保
五十嵐元道	権 南 希	角 田 猛 之(庶務)	森 宏 司(会計)
池田慎太郎	葛 原 力 三(監査)	寺 川 永	森 岡 安 廣
石橋章市朗(庶務)	久 保 宏 之(会計)	寺 島 俊 穂	森 田 崇 雄
市 原 靖 久	栗 田 隆	中 島 洋 樹(会計)	森 本 哲 郎
伊 藤 吉 洋	小 泉 良 幸	永 田 憲 史	安 武 真 隆(編集)
今 西 康 人	後 藤 元 伸	中 野 徹 也	大 和 正 史
上 田 真 二	小 西 秀 樹	中 村 平 等(会計)	山 名 京 加
浦 東 久 男	近 藤 剛 史	西 澤 希 久 男(庶務)	山 名 美 加
占 部 洋 之(庶務)	今 野 正 規	西 村 枝 美	山 中 友 理
大 住 洋	坂 本 治 也(編集)	原 弘 明	山 本 慶 介
大津留智恵子(編集)	佐 川 友 佳 子	馬 場 圭 太(編集)	由 喜 門 真 治
大 仲 土 和	笹 本 幸 祐(庶務)	羽 原 敬 二	横 田 直 和
大 沼 邦 博	佐 立 治 人	早 川 徹(庶務)	吉 田 栄 司
岡 本 哲 和	佐 藤 や よ ひ	廣 川 嘉 裕	吉 田 直 弘(庶務)
尾 島 史 賢	佐 伯 和 也	福 島 豪	吉 田 徳 夫(編集)
梶 原 晶(会計)	下 村 正 明	藤 原 稔 弘	若 月 剛 史
			若 松 陽 子

前号目次（第68巻第5号）

論 説	
近時の判例における「危険現実化」論の展開	山 中 敬 一
手続開始後における破産債権の変動を どのように処理すべきか（2）	栗 田 隆
——破産者の共同義務者の弁済による破産債権の権利変動を中心にして——	
傷病休職と使用者の復職配慮義務	藤 原 稔 弘
絞罪器械圖式の頒布と絞罪器械の設置実務	永 田 憲 史
——明治初期の絞首刑の執行を巡る資料を読み解く——	
模擬弁論に登場する弁護	栗 辻 悠
——伝クインティリアヌス『小模擬弁論集』を題材に	
利益相反構造のある二段階買収における 株式価格決定申立権者の範囲（2）	伊 藤 吉 洋
翻 訳	
ロドルフォ・スタベンハーゲン 「アジアの先住民族の基本的人権と基本的自由の 状況に関する国連・特別報告者報告」	角 田 猛 之
ミヒャエル・バヴリック 『市民の不法』（22・完）	飯 島 暢 川 口 浩 一 玄 守 道
資 料	
清朝の立法・刑罰・裁判	佐 立 治 人

関西大学法学会規則

- 第1条 本会は、関西大学法学会と称する。
- 第2条 本会は、法学の研究を促進し、かつ研究の成果を発表することを目的とする。
- 第3条 本会は、次の事業を行う。
- 1 機関誌「関西大学法学論集」及び「関西大学法学会誌」の発行。
 - 2 その他本会の目的を達成するために必要な事項。
- 第4条 本会は、大阪府吹田市山手町3-3-35に置く。
- 第5条 本会は、次の者をもって会員とする。
- 1 法学部及び大学院法務研究科（以下法科大学院と称す）の教授、准教授、専任講師、助教、特別契約教授。
 - 2 政策創造学部の教授、准教授、専任講師、助教、特別契約教授であって入会した者。
 - 3 法学部、大学院法学研究科、法科大学院、政策創造学部またはガバナンス研究科の非常勤講師であって入会した者。
 - 4 法学部学生、大学院法学研究科学生及び法科大学院学生。
 - 5 政策創造学部の学生であって入会した者。
 - 6 法学部、政策創造学部、大学院法学研究科及び法科大学院の卒業生であって入会した者。
 - 7 その他評議員会の承認を得た者。
- 第6条 次の者を本会の名誉会員とする。
- 1 法学部又は法科大学院に在籍した名誉教授。ただし、特別契約教授として在職中の者は除く。
 - 2 特に評議員会の承認を得た者。
- 第7条 本会に次の役員を置く。
- 1 会長 法学部長をもって充てる。
 - 2 評議員 教授、准教授、専任講師、助教及び特別契約教授をもって充てる。
 - 3 編集・庶務・会計各委員 評議員の中から評議員会において委嘱する。その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第8条 第5条第1号及び2号の会員は会費年額12,000円を、同条第3号から7号までの会員は会費年額4,500円を納めることを要する。
- 第8条の2 会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。
- 第9条 会員及び名誉会員は、機関誌「関西大学法学論集」及び「関西大学法学会誌」の配布を受ける。
- 第10条 この規則の改正は、評議員会の決議による。
- 付則 この改正規則は、2018年1月24日から施行する。ただし、第8条の規定は、2019年度から施行する。

2019年2月22日 印刷

関西大学 第68巻

2019年3月1日 発行

法学論集 第6号

編集兼
発行人

関 西 大 学 法 学 会

振替 00910-4-66882

印刷所

(株)富山房インターナショナル

東京都文京区千石2-25-11

発行所

関 西 大 学 法 学 会

大阪府吹田市山手町3丁目3番35号

関西大学法学部内

